

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 補助上限額 早見表（令和5年9月まで）

手順 1

本ページにて、該当する補助金額表の番号をご確認ください。
（次ページの表にて補助金額をご確認ください。）

1 施設等利用給付（無償化）の認定を受けている保護者

利用施設	補助金額の表
<ul style="list-style-type: none">・東京都認証保育所・認可外保育施設（証明書交付有）※・キッズなルーム大森（定期利用保育）・キッズなルーム六郷（定期利用保育）・保育室サン御園（定期利用保育）	(1)
<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設（証明書交付無）※・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）	(2)
	補助対象外

※定期利用保育専用施設は、認可外保育施設に含まれます。

なお、私立保育園または小規模保育所に併設している定期利用保育施設利用者への補助制度は、別にございます。

※証明書とは、各都道府県が各施設に交付する「指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。

※特定子ども・子育て支援施設とは、各区市町村が施設等利用給付（無償化）の対象施設として確認した施設であり、基本的には、各区市町村のホームページにて公開されています。

2 施設等利用給付（無償化）の認定を受けていない保護者

利用施設	補助金額の表
<ul style="list-style-type: none">・東京都認証保育所・認可外保育施設（証明書交付有）※・キッズなルーム大森（定期利用保育）・キッズなルーム六郷（定期利用保育）・保育室サン御園（定期利用保育）	(3)
<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設（証明書交付無）※・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）	補助対象外

※定期利用保育専用施設、企業主導型保育施設は認可外保育施設に含まれます。

なお、私立保育園または小規模保育所に併設している定期利用保育施設利用者への補助制度は、別にございます。

※証明書とは、各都道府県が各施設に交付する「指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。

※特定子ども・子育て支援施設とは、各区市町村が施設等利用給付（無償化）の対象施設として確認した施設であり、基本的には、各区市町村のホームページにて公開されています。

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 補助上限額 早見表（令和5年9月まで）

手順 2

前ページで確認した該当する補助金額表にて補助上限月額をご確認ください。

認可外保育施設については、別ファイル「大田区内認可外保育施設一覧」において、各施設の該当する表番号をご案内しております。

ひと月あたりの補助額は、月の利用料（保育料+食材料費）と以下の補助上限月額のどちらか低い方です。

補助金額表（1）

クラス	補助上限月額	内訳(参考)	
		施設等利用費	負担軽減補助金分
0-2 歳児	67,000円	42,000円	25,000円
3-5 歳児	57,000円	37,000円	20,000円

※負担軽減補助金分は、月120時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件はありません。

補助金額表（2）

クラス	補助上限月額 (施設等利用費分)
0-2 歳児	42,000円
3-5 歳児	37,000円

補助金額表（3）

クラス	課税額 区分	補助上限月額		
		第1子	第2子	第3子以降
0-2 歳児	①	40,000円	41,000円	67,000円
	②			
	③	32,000円		
	④	25,000円		
	⑤	13,000円		
	⑥	-		

クラス	課税額 区分	補助上限月額		
		第1子	第2子	第3子以降
3-5 歳児	①	40,000円	40,000円	57,000円
	②			
	③	32,000円	35,000円	
	④	25,000円		
	⑤	13,000円		
	⑥	-		

※月120時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件はありません。

※課税額（世帯の区市町村民税所得割額の合計額）区分について

4月分から8月分までは前年度分、9月分から翌3月分までは現年度分の課税額で決定します。

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割額128,000円未満世帯
- ④区市町村民税所得割額128,000円以上263,200円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割額263,200円以上500,000円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割額500,000円以上世帯

*「区市町村民税所得割額」の確認方法は、次ページを参照してください。

「区市町村民税所得割額」の確認方法

* お勤めの会社から住民税が特別徴収され、かつその会社からの給与所得以外の所得がない方は図①をご覧ください。
それ以外の方は図②をご覧ください。

図①

「市区町村民税および都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」
（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

○「区市町村民税所得割額」の確認方法（給与所得のみの場合）

太赤枠内の項目のうち、「**税額控除前所得割額④**」 - 調整控除（※）

※ 調整控除は、所得や扶養控除等の状況によって異なります。計算の結果、1,500円となる方が多くなります。
詳細は通知書裏面をご確認ください。

図②

「市区町村民税および都道府県民税（普通徴収）納税通知書」
（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

○「区市町村民税所得割額」の確認方法

太赤枠内の項目のうち「**税額控除前所得割額**」 - 調整控除

【参考】「区市町村民税所得割額」の計算方法

$$(1) \text{給与所得控除後の金額 (①)} - \text{所得控除の合計 (②)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切捨)}$$

$$(2) \text{課税標準額} \times \text{税率 (6\%)} - \text{調整控除} = \text{区市町村民税所得割額 (100円未満切捨)}$$

* 太赤枠内の項目の「所得割額」は税額控除後の金額となります。
認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の算定に用いる税額控除は、調整控除のみになります。
住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等がある場合は、それらの控除額は含みません。